

宮城県公報

発 行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次	ページ
規則	—
行政組織規則の一部を改正する規則	(人事課) —

規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十三年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十七号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則(昭和三十五年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条政策課の分掌事務の項第八号を次のように改める。

八 広域的な連携の総合調整に関する(市町村課及び地域振興課の所管に属するものを除く)。

第十三条環境政策課の分掌事務の項第九号中、「みやぎクリーンエネルギー創造プラン」を、「クリーンエネルギーみやぎ創造プラン」に改め、同条消費生活・文化課の分掌事務の項第十七号中、「財団法人慶長遣欧使節船協会」を、「公益財団法人慶長遣欧使節船協会」に改める。

第十四条保健福祉総務課の分掌事務の項中第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、同条社会福祉課の分掌事務の項中第二十号を削り、第二十一号を第二十号とし、同条医療整備課の分掌事務の項第十四号中、「地方独立行政法人宮城県立こども病院」の下に、「及び地方独立行政法人宮城県立病院機構」を加え、同条長寿社会政策課の分掌事務の項第十二号中、「偕楽園、和風園及び」を削り、同条子育て支援課の分掌事務の項第十三号中、「乳児院」を削り、同条障害福祉課の分掌事務の項第七号中、「不忘園」を削る。

第十五条観光課の分掌事務の項第八号中、「野営場」を、「御崎野営場」に改め、同条海外ビジネス支援室の分掌事務の項第三号中、「以下同じ」を削る。

第十六条農業振興課の分掌事務の項第八号を次のように改める。

八 集落を単位とした営農組織の育成に関する(一)。

第十六条農産園芸環境課の分掌事務の項第十九号中、「有機農業」の下に、「及び環境保全型農業」を加え、同項第二十号を次のように改める。

二十 農業者戸別所得補償制度に関する(一)。

第十六条農村振興課の分掌事務の項第十五号を次のように改める。

十五 農地・水保全管理支払交付金に関する(一)。

第十八条建築宅地課の分掌事務の項第十五号中、「被災地建築物等の応急危険度判定」を、「被災建築物等の危険度判定」に改め、同条住宅課の分掌事務の項第十四号中、「財団法人宮城県建築住宅センター」を、「一般財団法人宮城県建築住宅センター」に改め、「以下同じ」を削る。

第四十条第二項中、「第九項第九号」を、「第七項第九号」に、「第九項第一号」を、「第七項第一号」に改める。

第六十三条第十項農業振興部の分掌事務の項第十一号中、「水田経営所得安定対策」を、「集落を単位とした営農組織の育成」に改め、同項中第二十二号を第二十三号とし、第十二号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 農業者戸別所得補償制度に関する(一)。

第六十三条第十一項農業振興部の分掌事務の項第五号中、「水田経営所得安定対策」を、「集落を単位とした営農組織の育成」に改め、同項中第十一号を第十二号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 農業者戸別所得補償制度に関する(一)。

第六十三条第十二項中、「支所」の下に、「(地域事務所を除く)」を加え、同条第十三項中、「前項第十一号」を、「前項第八号」に改める。

第七十二条第四項バイオテクノロジー開発部の分掌事務の項第三号中、「及び原種の生産」を、「原種及び一般種子の生産等」に改め、同項第四号中、「園芸原種苗」を、「いちご、ゆり等の原種苗」に改める。

第七十二条第四項園芸栽培部の分掌事務の項に次の一号を加える。

五 園芸原種苗の生産に関する(一) (バイオテクノロジー開発部の所管に属するものを除く)。

第九十条第七項第五号中、「漁業調査船」を、「漁業調査指導船」に改める。

別表第二地方独立行政法人宮城県立病院機構評価委員会の項を削り、同表地方独立行政法人宮城県

立こども病院評価委員会の項の次に次のように加える。

地方独立行政 政法人宮城 県立病院機 構評価委員 会	地方独立行政 政法人第十 一条第二項 に掲げる事 項に関する こと。	同
--	---	---

別表第二みやぎ保健医療福祉プラン推進委員会の項を削り、同表宮城県土木部指定管理者選定委員会の項中「公の施設」の下に「(流域下水道を除く)」を加え、同表みやぎ県北高速幹線道路環境対策委員会の項の次に次のように加える。

県道大島浪 板線大島架 橋設計検討 委員会	一般県道大 島浪板線大 島架橋事業 に伴う橋梁 設計について の審議に関 すること。	同
--------------------------------	--	---

別表第一宮城県景観審議会の項の次に次のように加える。

宮城県流域 下水道指定 管理者選定 委員会	流域下水道 を管理させる 指定管理者 に指定しよう とするもの の選定に関 すること。	下水道課
--------------------------------	---	------

別表第三慶長使節船ミュージアムの項中 財団法人慶長遣欧使節船協会 を

公益財団法人慶長遣欧使節船協会 に改め、同表太白荘の項を削り、同表介護研修センターの項

中 同 を 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 に改め、同表偕

楽園の項、和風園の項及び乳児院の項を削り、同表さくらハイツの項中

同 社会福祉法人宮城県福祉事業協会 を

仙台市 社会福祉法人宮城県福祉事業協会 子育て支援課 に改め、同表不忘園の項

を削り、同表障害者福祉センターの項中 同 を 障害福祉課 に改

め、同表薬用植物園の項及び神割崎野営場の項を削り、同表雄勝漁港の指定施設の項中

雄勝町雄勝湾漁業協同組合 を 宮城県漁業協同組合 に改め、同表関上

漁港の指定施設の項中「指定施設」の下に「(泊地に限る)」を加え、同項の次に次のように加える。

関上漁港の指定施設(船舶保管施設に限る)	同	同	同
----------------------	---	---	---

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第十三条消費生活・文化課の分掌事務の項第十七号及び第十五条海外ビジネス支援室の分掌事務の項第三号の改正規定、第十八条住宅課の分掌事務の項第十四号の改正規定(以下同じ)を削る部分に限る。並びに第六十三条第十二項の改正規定は、公布の日から施行する。